個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域共創部市民協働室市民課	
個人情報ファイルの利用目的	三田市印鑑条例に基づき、印鑑の登録及び証明に関して適正な管理をはかるため。	
記録項目	１ 識別番号、２ 印影、３ 氏名、４ 住所、５ 生年月日、６ 性別、７ 住民コード、８ 刻印種類（旧姓併記等）	
記録範囲	住民	
記録情報の収集方法	収集の相手方 ☑ 本人 ☐ 本人以外（ ） 収集の手段 申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）兵庫県三田市経営管理部行政管理室総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪２丁目１番１号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第６０条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ☑ 有 ☐ 無	☐ 法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備考		